

令和3年12月17日

香川県トラック協会事務局長 殿

公正取引委員会事務総局
近畿中国四国事務所 四国支所

オンライン下請法基礎講習会のお知らせ

平素より公正取引委員会の業務につきまして、御理解、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、公正取引委員会では、下請取引の適正化を図り、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」といいます。）の違反行為を未然に防止するため、下請取引を行っている事業者を対象とした講習会を開催しているところ、このたび、情報成果物作成委託及び役務提供委託（運送業務等）に係る下請取引を行っている事業者を対象とした「下請法基礎講習会」を下記のとおり開催することとしました。

同講習会では、下請法のほか、物流特殊指定（正式名称：特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法）についても説明いたします。

つきましては、貴協会傘下の会員の皆様に、開催の周知をお願いできましたら幸いです。

記

- 1 日 時 令和4年1月26日（水）13：30～16：00
（※1月25日（火）開催分は、製造業者等向けになりますのでご注意ください。）
- 2 場 所 オンライン（Webex 使用）
- 3 対 象 者 情報成果物作成委託・役務提供委託（運送業務等）に係る取引を行っている事業者
- 4 講 習 内 容 下請法の適用範囲、親事業者の義務・禁止行為、優越的地位の濫用行為、物流特殊指定
- 5 申 込 方 法 公正取引委員会ホームページの「令和3年度下請法基礎講習会の実施について」からお申し込みください。

https://www.jftc.go.jp/event/kousyukai/2021shitauke_kiso.html

※検索ワード「令和3年度下請法基礎講習会の実施について」

※申込先QRコード



問い合わせ先

公正取引委員会事務総局 近畿中国四国事務所 四国支所 下請課

担当：大林，本間

電話 087-811-1758（直通）

メールアドレス shikoku-shitauke1758@jftc.go.jp

四国支所HP https://www.jftc.go.jp/regional_office/shikoku/